

～ 保育士の資格をお持ちの方の就職（再就職）を応援します。～

令和 7 年度

潜在保育士再就職準備金貸付のご案内

潜在保育士再就職準備金 の概要

保育士資格を有する方が、保育士として新たに就労する際の準備に必要な費用を貸付け、就労を支援します。

貸付けの決定を受けた地域（新潟県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）で、2年間保育士として引き続き就労した場合は、貸付金の返還が免除となります。

● 貸付対象者

○ 次の全ての条件に該当する方が対象となります。（申請には連帯保証人が必要です。）

- 1 新潟県内に住民登録をしている方（新潟県内に住民登録をする予定の方も含む。）
- 2 保育士として週 20 時間以上勤務する方
- 3 次の施設又は事業を離職した方（直近の保育士としての離職日から6ヶ月以上経過した方ただし、再就職のために県外から移住した方の離職期間は不問。）又は、当該施設又は事業に勤務経験がない方（新卒者を除く。）

① 保育所及び幼保連携型認定こども園	（児童福祉法第7条）
② 家庭的保育事業	（児童福祉法第6条の3第9項）
③ 小規模保育事業	（児童福祉法第6条の3第10項）
④ 事業所内保育事業	（児童福祉法第6条の3第12項）
⑤ 幼稚園	（学校教育法第1条）

4 県内の次の施設又は事業に、保育士として新たに勤務する方

① 認可保育所	⑧ 居宅訪問型保育事業
② 預かり保育を常時実施する幼稚園	⑨ 事業所内保育事業
③ 幼保連携型認定こども園	⑩ 病児保育事業（届出を行ったもの）
④ 認定こども園へ移行予定の幼稚園	⑪ 一時預かり事業（届出を行ったもの）
⑤ ③、④以外の認定こども園	⑫ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
⑥ 家庭的保育事業	⑬ 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策で保育を行っている施設
⑦ 小規模保育事業	⑭ 企業主導型保育事業

● 貸付額及び対象経費等

■ 貸付額 20万円以内（一括交付）※一人当たり一回限り

■ 無利子

■ 対象経費

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合の転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

● 返還の免除

貸付けの申請において新たな就労先として報告し、貸付けの決定を受けた地域（新潟県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）の保育所等で指定の保育士業務に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事した場合、貸付額が全額返還免除になります。

● 申請方法

申請者は、保育士として就労が内定したときから就労後2ヶ月以内に次の申請書類等新潟県社会福祉協議会に提出してください。

申請書類	摘要
潜在保育士再就職準備金貸付申請書兼利用計画書（第1-①号様式）	申請者、連帯保証人それぞれが自署
雇用（内定）に関する証明書（第1-②号様式）	就職先からの証明
保育士証の写し	申請時の氏名のもの
申請者の住民票	申請日から3ヶ月以内でマイナンバー記載なしのもの
連帯保証人の収入を証明する書類	所得課税証明書(市町村発行)

● 申請受付期限 令和8年2月27日（金）必着（随時申請可）

- ・定員に達した時点で募集を終了し、その旨を新潟県社会福祉協議会のホームページに掲載します。
- ・令和8年3月2日以降の申請については令和8年度に貸付可否を決定し申請者に通知します。

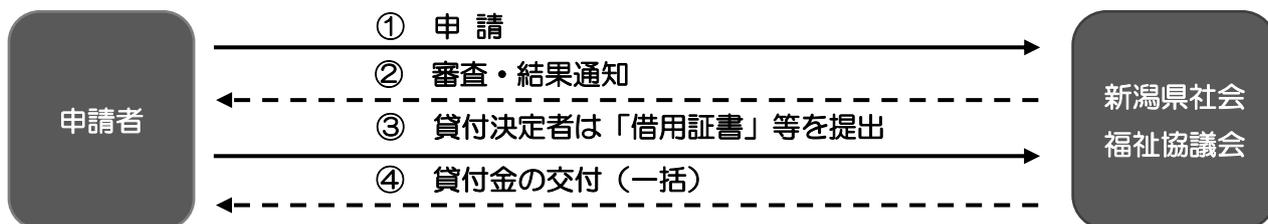
● 審査・決定

- ・提出された申請書類を審査し貸付の可否を決定後、申請者に通知します。

● 貸付金の返還

- ・貸付けの決定を受けた地域で保育士として就職しなかった場合や、所定の期間前に離職した場合等については、貸付金を返還していただくことになります。

● 申請から貸付金交付までの流れ



■ 詳しくは、新潟県社会福祉協議会のホームページをご確認ください

※ 申請書様式は、新潟県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。
<https://www.fukushiniigata.or.jp/job/hoikushi/>

■ お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 生活支援課 潜在保育士再就職準備金担当
〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニソンプラザ3階
TEL 025-281-5605